

沿岸まぐろはえ縄漁業の届出等に関する取扱要領

制定 2 水管第 1 6 9 1 号
令和 2 年 1 1 月 2 7 日
水産庁資源管理部長通知
一部改正 7 水管第 3 2 7 8 号
令和 8 年 3 月 2 5 日

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 3 8 年農林省令第 5 号。以下「省令」という。）第 7 7 条第 1 項の規定に基づく沿岸まぐろはえ縄漁業の届出等に関する事務取扱いについては省令の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

1 届出の時期

- (1) 沿岸まぐろはえ縄漁業を営もうとする者は、原則として前年の 1 2 月 1 日までに、省令第 7 7 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣に届出を行うものとする。
- (2) (1) の届出の時期までに、やむを得ない事情により届出ができなかった者は、当該漁業の開始の 1 月前までに届出を行うものとする。
- (3) 省令第 7 7 条第 3 項に定める変更の届出については、当該届出に係る操業を行う前に届け出るものとする。

2 操業期間

届出による操業期間は、当該年の 1 2 月までとする。

3 届出に係る提出書類及び添付書類

- (1) 届出をしようとする者は、省令第 7 7 条第 1 項の届出書（令和 2 年農林水産省告示第 2 2 3 6 号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、届出書の様式を定める件）の 1 に定める沿岸まぐろはえ縄漁業届出書をいう。以下「届出書」という。）及び省令第 7 7 条第 2 項各号に規定されているもののほか、年間操業計画書（別紙様式第 1 号）を提出するものとする。
- (2) 省令第 7 7 条第 2 項第 2 号の書面は、用船契約書の写し又は船舶使用承諾書（別紙様式第 2 号）とする。
- (3) 届出をしようとする者が同一船舶により省令第 3 条第 1 項に基づくかつお・まぐろ漁業の許可の申請をしている場合、又は同一船舶により既に当該許可を受けている場合は、届出書のみを提出することとする。
- (4) 届出をしようとする者が、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業に関連する漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号。以下「法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づく都道府県知事の許可又は法第 1 2 0 条第 1 項に基づく海区漁業調整委員会の指示による規制の解除の承認を受けている場合は、都道府県知事による漁業の許可に係る許可証又は海区漁業調整委員会の指示による規制の解除の承認証の写しを提出することとする。
- (5) 省令第 7 7 条第 3 項により変更の届出をしようとする者は、変更届出書（別紙様式第 3 号）を提出することとする。この場合、同項でいう事実を証する書面とは、相続に係るものにあつては戸籍謄本及び相続同意書（別紙様式第 4 号）、合併に係るものにあつては定款及び登記簿謄本をいう。
- (6) 届出に際しては、省令第 7 7 条第 1 項及び第 2 項に規定されているもののほか、共同で届出をしようとする者にあつては、代表者選定届（別紙様式第 5 号）を添付するものとする。

4 漁獲成績報告書の提出

届出をした者は、省令第78条及び令和2年農林水産省告示第2237号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第77条第2項の農林水産大臣が定める届出漁業に係る漁獲成績報告書の提出期限及び様式を定める件）の規定に基づき、航海終了後1月以内に漁獲成績報告書を農林水産大臣へ提出する必要がある。ただし、当該者が省令第2条第1項第12号に定めるかつお・まぐろ漁業の許可を有する場合であって、当該許可に係る船舶と届出をした船舶が同一であるときは、省令第78条第1項の漁獲成績報告書に掲げる事項が記載された当該許可に係る操業日誌の提出をもって、当該漁獲成績報告書を提出したものとみなす。

附 則（令和8年3月25日付け7水管第3278号）

この通知は、令和8年3月25日から施行する。

別紙様式第1号

年間操業計画書

1 届出者 住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

2 使用船舶名

3 操業の概要

	沿岸まぐろはえ縄漁業の 届出水域	沿岸まぐろはえ縄漁業以外の漁業	
		漁業種類名	主な操業海域
月 旬			
月 旬			
月 旬			
月 旬			
月 旬			

- (注) 1 操業期間を旬ごとに記入し、1年間を通じて空白のないように記入すること。
2 「沿岸まぐろはえ縄漁業の届出水域」欄は、旬ごとに操業水域名についても記入すること。（例：東沖水域等）

別紙様式第2号

船舶使用承諾書

年 月 日

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）殿

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

貴殿が下記の船舶を沿岸まぐろはえ縄漁業に使用することを承諾します。

記

1. 船 名 丸
2. 船舶総トン数 トン
3. 推進機関の種類及び馬力数
4. 漁船登録番号
5. 使用権の種類 使用貸借
賃貸借（賃借料）（月 円也）
6. 使用期間 年 月 日から
年 月 日まで

別紙様式第3号

沿岸まぐろはえ縄漁業変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

年 月 日付で届け出た沿岸まぐろはえ縄漁業届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて届出いたします。

記

変更事項	変更前	変更後

別紙様式第4号

相 続 同 意 書

年 月 日

殿

住所
氏名

下記の沿岸まぐろはえ縄漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。

記

1. 漁業の名称
2. 漁船登録番号
3. 船 名 丸
4. 船舶総トン数 トン

別紙様式第5号

代 表 者 選 定 届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

下記の者を 丸に係る沿岸まぐろはえ縄漁業の共同経営者の代表者に選定したので届出します。

記

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）